

カーボンニュートラルで 木材の利活用拡大を加速 支援策などでその普及を促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築分野における取組みの大きな柱の一つが「木材利用の促進」だ。建築物省エネ法の改正により省エネ対策を加速させるとともに、建築基準法などを改正し、木材需要の約4割を占める住宅・建築物分野の木材利用を促進する。木材は持続可能な資源であるとともにCO₂を固定するという大きな特徴を持つ。その活用を広げることで吸収源対策を強化することが狙いだ。

建築基準法では、構造面、防火面の規制が定められているが、安全が確認できる範囲で規制を合理化する。具体的には「大規模建築物について、大断面材を活用した建物全体の木造化や、区画を活用した部分的な木造化を可能とする」、「防火規制上、別棟扱いを認め、低層部分の木造化を可能にする」という合理化だ。また、建築士法の一部も改正し「二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て（最高高さ13m以下→16m以下）の木造建築物の拡大」といった構造規制の合理化を進める。

木促法が改正 民間の建築でも木造化を推進

昨年の建築基準法改正に先立ち、2021年6月には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（木促法）」が改正されている。これまで公共建築を対象としていたが、民間建築も含めて木造化を推進していく方針を打ち出したものだ。

具体的には、木材利用の基本方針、都道府県や市町村が定める基本方針の対象範囲を一般建築物に拡大し、広く民間建築も含めて木材利用を促進する。そのため木造建築物の設計・施工に係る先進的技術や、強度などに優れた建築用木材の製造技術の開発・普及も図る。また、国・地方公共団体と事業者などによる建築物における木材利用促進のための「建築物木材利用促進協定」制度を創設し、協定を締結した事業者などへ必要な支援を行う。

ウッドファーストの時代が到来 支援策も追い風に

こうした国による木材活用の環境整備により、特に中大規模木造市場の拡大への期待が高まり、様々な事業者が取り組みを活発化させている。中でも在来軸組工法や、2×4工法など、オープン工法による取り組みが目立つ。一般流通材を用いて、住宅建築の延長線上で実現できることから、地域の工務店・ビルダーの参入事業者も増えている。

木造住宅を対象とした地域型住宅グリーン化事業でも2023年度は地域材使用時の加算措置を拡充する。また、地域材活用を補助を通じて支援する自治体も少なくない。さらにウッドショックを通じて輸入材から国産材に切り替えた住宅事業者も多い。

さまざまな環境変化のなかで木材利用が加速する。住宅は言うまでもなく中大規模木造の広がりの中で、“木”が重要なキーワードとなりつつある。

改正建築基準法の施行時期

2022年6月	改正建築基準法公布
1年後施行	省エネ改修等に支障となる高さ制限等の緩和
2年後施行	防火規制の合理化
3年後施行	建築確認における審査省略制度の見直し
	構造規制の合理化